

事 務 連 絡
平成 27 年 7 月 14 日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第二）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

タクシー事業活性化調整官

タクシー運転者登録における郵送による申請等の取扱いについて

タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）に基づく運転者の登録申請等の手続きを郵送で行う場合に関して、下記のとおり取扱い方法等を定めたので、各登録実施機関へ周知を図られたい。

記

1. 郵送による申請等が可能な手続きの範囲

現在、郵送による申請等の手続きは、①登録事項の変更の届出のうち、運転者の住所の変更に係るもの、②運転者証の返納、③事業者乗務証の返納、④登録の消除申請に限られているが、登録実施機関が事務処理の体制等を考慮し、新規登録申請及び運転者証交付申請を含むすべての手続きについて、郵送による申請等が可能な手続きの範囲を定めることができるものとする。

なお、郵送による申請等については、すべて書留郵便によるものとする。

2. 郵送による申請等が可能な地域の範囲

登録実施機関は、上記 1. の郵送による申請等が可能な手続きの範囲を定める場合（上記 1. の①～④のみを定める場合を除く。）において、地域の実情等を踏まえ、登録事務を行う単位地域全域で郵送による申請等を可能とするほか、単位地域内の一部の地域（離島等）に住所を有する者（運転者の住所又は事業者の営業所の所在地）に限って郵送による申請等を可能とすることができるものとする。

3. 登録等の手数料の取扱い

登録実施機関は、上記 1. の郵送による申請等が可能な手続きの範囲に、手数料の収納が必要な手続きを含める場合については、現金書留又は定額小為替による収納に限る等、登録等の手数料が適切に収納される方法を定めるものとする。

4. 登録事務等規程の認可

登録実施機関は、上記 1. ～ 3. により、郵送による申請等が可能な手続きの範囲、地域の範囲又は手数料の収納方法を定める場合にあっては、登録事務等規程にその手続きの範囲、地域の範囲又は手数料の収納方法を規定し、法第 23 条第 1 項の規定に基づき地方運輸局長等の認可を受けるものとする。

5. 運転者登録申請等における運転免許証等の提示

法又はタクシー業務適正化特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）により、第二種免許に係る運転免許証又は運転免許停止処分通知書（仮停止処分通知書を含む。以下同じ。）の提示が必要な手続きについて、郵送による申請等を可能とする場合においては、以下の書面を登録申請書等に添付させることにより、法又は施行規則による運転免許証等の提示があったものとみなすことができるものとする。

（法人タクシー運転者）

- ・ 第二種免許に係る運転免許証の写し（表面・裏面の両方）に雇用されているタクシー事業者による原本確認をおこなった旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ・ 運転免許停止処分通知書の写しに複写を行った日付を記載した書面

（個人タクシー事業者）

- ・ 第二種免許に係る運転免許証の写し（表面・裏面の両方）に事業者が所属する組合等（（一社）全国個人タクシー協会各支部の会員に所属する団体に限る。）による原本確認をおこなった旨及びその日付の記載並びに組合印等が押印されている書面

6. 運転者証訂正申請等における運転者証等の添付

施行規則第 13 条、第 14 条第 1 項、第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項により運転者証又は事業者乗務証（以下、「運転者証等」という。）の添付が必要な手続きについて、郵送による申請等を可能とする場合においては、以下の書面を申請書に添付させることにより、運転者証等の添付があったものとみなすことができるものとする。

ただし、新たな運転者証等を交付した後に、督促等を行っても、なお正当な理由がなく、訂正前又は再交付前の運転者証の返納がなされなかった事業者については、運転者証等の添付が必要な手続きの郵送による取扱いを中止するものとする。

- ・ 添付すべき運転者証等の写し
- ・ 運転者証等の返納に関する宣誓書

7. 個人情報の取り扱い

郵送による登録原簿の謄本の交付（本人への交付に限る。）及び登録運転者業務経歴証明書の交付においては、書留郵便の受取人を本人に限定し、個人情報の漏洩の防止に十分に留意するものとする。

8. その他

登録実施機関からの返送が必要な手続きについては、返送用書留郵便代を貼付した封筒をあらかじめ同封させる方法又は別途返送手数料を徴収する方法等を登録実施機関において定めることとするが、返送手数料を徴収する場合は、登録等の手数料とは別に収納することとし、その金額はあらかじめ登録実施機関において実費を勘案して定め、管内のタクシー事業者等へ周知するものとする。

運転免許の写し（例）

（表面）

氏名	山 田 太 郎	昭和 00 年 00 月 00 日生
本籍	東京都品川区〇〇市〇〇町 0 0 0 0	
住所	東京都品川区〇〇市〇〇町 0 0 0 0	
交付	平成 00 年 00 月 00 日	
有効期限	平成 年 月 日まで有効	
免許の 条件等	眼鏡等 中型又は中型重18tに限る	
優良	優良	
番号	第 0000000000000 号	
1次	平成 00 年 00 月 00 日	大 区 別 別
2次	平成 00 年 00 月 00 日	中 区 別 別
3次	平成 00 年 00 月 00 日	特 別 別 別

運転免許証

東京都
公安委員会

（裏面）

備考	
----	--

以下の部分を使用して機器読取りに関する意図を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、運転が停止した状態のいずれでも、移動のために機器を提供します。
- 私は、運転が停止した状態に限り、移動のために機器を提供します。
- 私は、機器を提供しません。

【又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】
【心臓・肺・肝臓・腎臓(心)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

【特記欄： _____】 （署名）
_____年 月 日

原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

住 所 _____

事業者名（組合名） _____

社印
(組合印)

宣誓書（運転者証）の様式例

〇〇登録実施機関 殿

宣 誓 書

タクシー業務適正化特別措置法及び同法施行規則の規定によ
り申請しています 運転者証 ^{訂 正} につきましては、新た
_{再交付}
な運転者証が届き次第、直ちに旧運転者証を返納いたします。

平成 年 月 日

住 所 _____

事業者名 _____

社印

宣誓書（事業者乗務証）の様式例

〇〇登録実施機関 殿

宣 誓 書

タクシー業務適正化特別措置法及び同法施行規則の規定によ
り申請しています 事業者乗務証 ^{訂 正} につきましては、新
_{再交付}
たな事業者乗務証が届き次第、直ちに旧事業者乗務証を返納い
たします。

平成 年 月 日

所属組合 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。